⑷　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

①　競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出期限　平成21年10月26日午後５時まで。

イ　提出場所　上記４の⑴に同じ。

ウ　提出方法　書面は持参により提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

②　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成21年11月２日までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

⑸　入札説明書に対する質問

①　入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア　提出期間　平成21年８月25日から平成21年11月２日まで。なお、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

イ　提出場所　上記４の⑴に同じ。

ウ　その他　書面は持参又は郵送することにより提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

②　上記①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　期間　平成21年11月４日から平成21年11月９日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　場所　上記４の⑴に同じ。

⑹　入札書の受領期限、場所及び提出方法　電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①　電子入札方式による入札の場合は、平成21年11月９日午後５時までに送信する。

②　紙入札方式により持参する場合は、平成21年11月10日午前９時30分に金沢広坂合同庁舎７階入札室にて入札する。

③　郵送による場合は、平成21年11月９日午後４時までに上記４の⑴あて郵送する。

⑺　開札の日時及び場所　平成21年11月10日午前９時30分　金沢広坂合同庁舎７階入札室

⑻　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成21年８月25日から平成21年９月24日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）により提出すること。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書の作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無

⑻　技術資料のヒアリングを行う。（詳細は入札説明書による。）

⑼　入札参加者は、技術資料の内容により入札を行うものとする。また技術資料の内容が契約条件となる。

⑽　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑾　違約金について

①　本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ　本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

②　本契約に関し、上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次のアからウに掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。

イ　上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、請負者又は請負者の代理人（請負者または請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。